

従来型短期入所利用料金

1) 介護保健施設短期入所療養介護費

当施設は、介護保健施設短期入所療養介護(Ⅰ)を算定しております。

		サービス単位(1日)		介護報酬額(1日)		利用者1割負担額(1日)	
		基本型	強化型	基本型	強化型	基本型	強化型
要介護1	従来型個室	755	797	8,063	8,511	807	852
	多床室	829	876	8,853	9,355	886	936
要介護2	従来型個室	801	868	8,554	9,270	856	927
	多床室	877	950	9,366	10,146	937	1,015
要介護3	従来型個室	862	930	9,206	9,932	921	994
	多床室	938	1,012	10,017	10,808	1,002	1,081
要介護4	従来型個室	914	986	9,761	10,530	977	1,053
	多床室	989	1,068	10,562	11,406	1,057	1,141
要介護5	従来型個室	965	1,041	10,306	11,117	1,031	1,112
	多床室	1,042	1,124	11,128	12,004	1,113	1,201

		サービス単位(1日)		介護報酬額(1日)		利用者1割負担額(1日)	
		基本型	強化型	基本型	強化型	基本型	強化型
要支援1	従来型個室	580	621	6,194	6,632	620	664
	多床室	613	660	6,546	7,048	655	705
要支援2	従来型個室	721	762	7,700	8,138	770	814
	多床室	768	816	8,202	8,714	821	872

- * 表の1単位の単価は、法令による地域区分によって定められており、宝塚市は1単位を10.68円で計算します。
- * 表の施設利用料1日分は、金額換算時の端数処理により、差異が生じています。
- * 基本型と強化型については、月々の利用状況変動により、不定期に月単位で変更することがあります。
- * 表の料金は、介護保険負担割合 1割の方の負担額です。
2割・3割負担の方は、上記金額にそれぞれの割合を乗じた金額が利用料金となります。

2) 各種加算

項目	加算額 (単/1日)	内 容		☑
夜勤職員配置加算	24	夜勤職員の体制が20名に1名以上、かつ、入所者41名以上では2名、入所者40名以下では1名を超えるように人員配置してある場合に加算		
送迎加算(片道)	184	送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅と施設との間の送迎を行った場合は片道につき左記金額を加算		
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	(Ⅰ)	34	在宅復帰に向け入所者の家族と連絡調整を行ない、居宅介護支援業者に対して必要な調整・情報提供をし一定の指標を得た場合の加算	
	(Ⅱ)	46		
療養食加算	8/回	利用者の心身の状況にあわせ、医師の指示により糖尿食・心臓食・腎臓食等の療養食の提供を行った場合に加算		
緊急時治療管理	518	利用者の病状が重篤となり救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、処置等を行った場合に加算(同一の利用者に1月1回、連続3日が限度)		
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)イ	18	介護福祉士が60%以上配置されていること	
	(Ⅰ)ロ	12	介護福祉士が50%以上配置されていること	
	(Ⅱ)	6	常勤職員が75%以上配置されていること	
	(Ⅲ)	6	3年以上の勤続年数のある者が30%以上配置されていること	
個別リハビリテーション実施加算	240	利用者に対して個別リハビリテーションを20分以上実施した場に加算		
重度療養管理加算	120	要介護4又は5の利用者であって厚生労働省が定める状態にある方に対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ療養上必要な処置を行った場合		
緊急短期入所受入対応加算	90	他の指定短期入所療養介護事業所と連携し緊急に短期入所療養介護を受け入れる体制を整備している事業所に緊急の利用者が利用した場合		
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の3.9%	介護職員の処遇改善に要する費用として、施設サービス費と各種加算、減算額を合計した金額の3.9%に相当する額が加算		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の2.1%	経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善に要する費用として、施設サービス費と各種加算、減算額を合計した金額のそれぞれのパーセンテージに相当する額が加算		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の1.7%			

3) 所得別の負担額について(1日あたり)

所得段階	食費 (円/1日)	居住費(円/1日)			☑
		ユニット個室	個室	多床室	
第1段階 世帯全員が市町村税非課税の老齢福祉年金・生活保護者受給者	300	820	490	0	
第2段階 世帯全員が市町村税非課税かつ年金収入が80万以下	390	820	490	370	
第3段階 世帯全員が市町村税非課税かつ第2段階以外(課税収入額が80万以上)	650	1,310	1,310	370	
第4段階 上記以外(市町村税課税者など)	1,880	1,970	1,640	370	

朝食:380、昼・夕食:750

4) その他利用料

種類		利用料	
居室料	3F・4F個室料金	3,240円/1日 (消費税込)	97,200円/30日(消費税込)
レクリエーション行事	当施設ではレクリエーション行事を企画・実施いたします※任意参加	施設外レクリエーションについて 実費 (交通費・入場料等)	
クラブ活動	当施設では多彩なクラブ活動を企画・運営いたします※任意参加	実費	
音楽鑑賞、演芸鑑賞等娯楽費	希望されるゲスト様	100円/1日	
健康管理費	実費(インフルエンザ予防接種などの費用)		
電気代	55円(持ち込まれた電化製品1点につき1日、持ち込み当日より発生)		

☆ その他介護老人保健施設入所サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要になるものに係る費用であって、利用者に負担いただくことが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。

▶ 医療費について

当施設の医師で対応できる日常的な医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、急性期治療のための医療・歯科治療につきましては他の保険医療機関による入院・通院・往診により対応し、医療保険適用により別途自己負担していただきます。

5) 委託業者によるサービス・料金(希望される方のみ)

理美容サービス	委託業者理容師の出張による理髪サービス(月2回)をご利用いただけます。	実費
日用品リース	委託業者によるリース品を、別契約にてご利用頂きます。 (委託業者名での請求)	日用品 272円(1日) (消費税込)
肌着リース		肌着 641円(1日) (消費税込)

- ▶ 理美容代……カット 1,950円 / パーマ 4,050円 / カラー 4,050円 (消費税込)
- ▶ 日用品、肌着リース…… 30日の場合 計 27,390円

6) 共同使用消耗品

共同使用となります消耗品(シャンプー、ボディソープ等)は、消耗品リースを採用しています。リース料132円(税込)/1日ご負担いただきます。

7) 支払い方法

a) 郵便局 自動振込利用の場合

入所当日に、指定の自動振込申込み用紙をご提出ください。
毎月15日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日に指定の口座よりお引き落とし致します。領収書は翌月請求書郵送時に同封致します。

b) 銀行振込をご利用の場合

毎月15日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日までにお支払いください。お支払い頂きますと領収書を同封致します。

☆ 振込先 ☆	
イリョウホウジン ショウワカイ	
三井住友銀行 宝塚支店 普通 4096605	医療法人 尚和会

*****利用者名にてお振込み下さい

c) 窓口支払い

毎月15日に、前月分の請求書を発行しますので、その月の27日までに窓口にてお支払いください。

クレジットカードでのお支払いも可能です。

利用可能なカードの種類についてはお問い合わせ下さい。